

1 これまでの感染状況等について

①国内 報告日別新規陽性者数

厚生労働省調べ
令和2年6月3日24時時点

4/7
7都府県に
緊急事態宣言

4/16
全都道府県に
緊急事態宣言

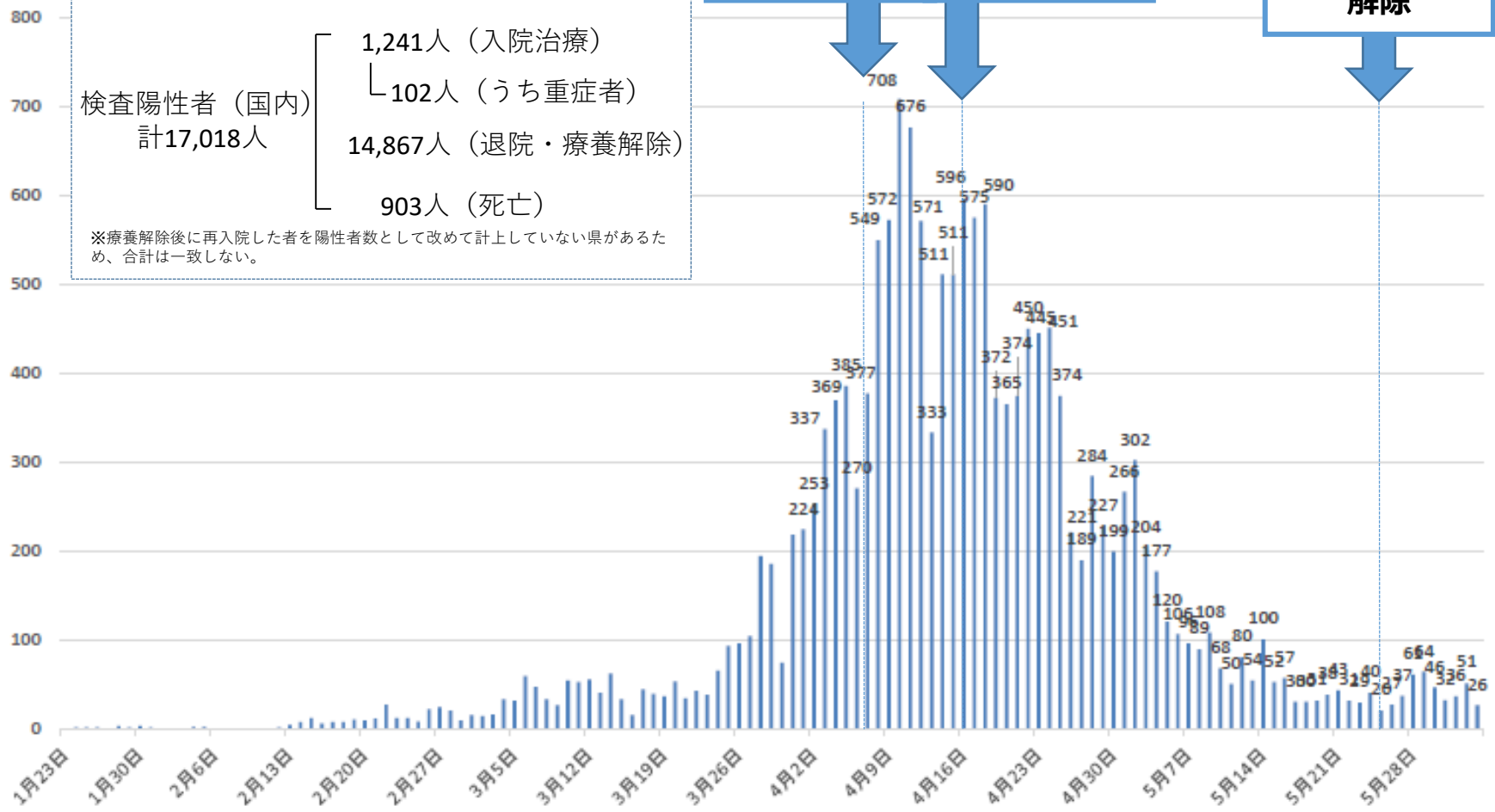
5/25
全都道府県の
緊急事態宣言
解除

令和2年6月4日0時時点 厚生労働省調べ

検査陽性者（国内）
計17,018人

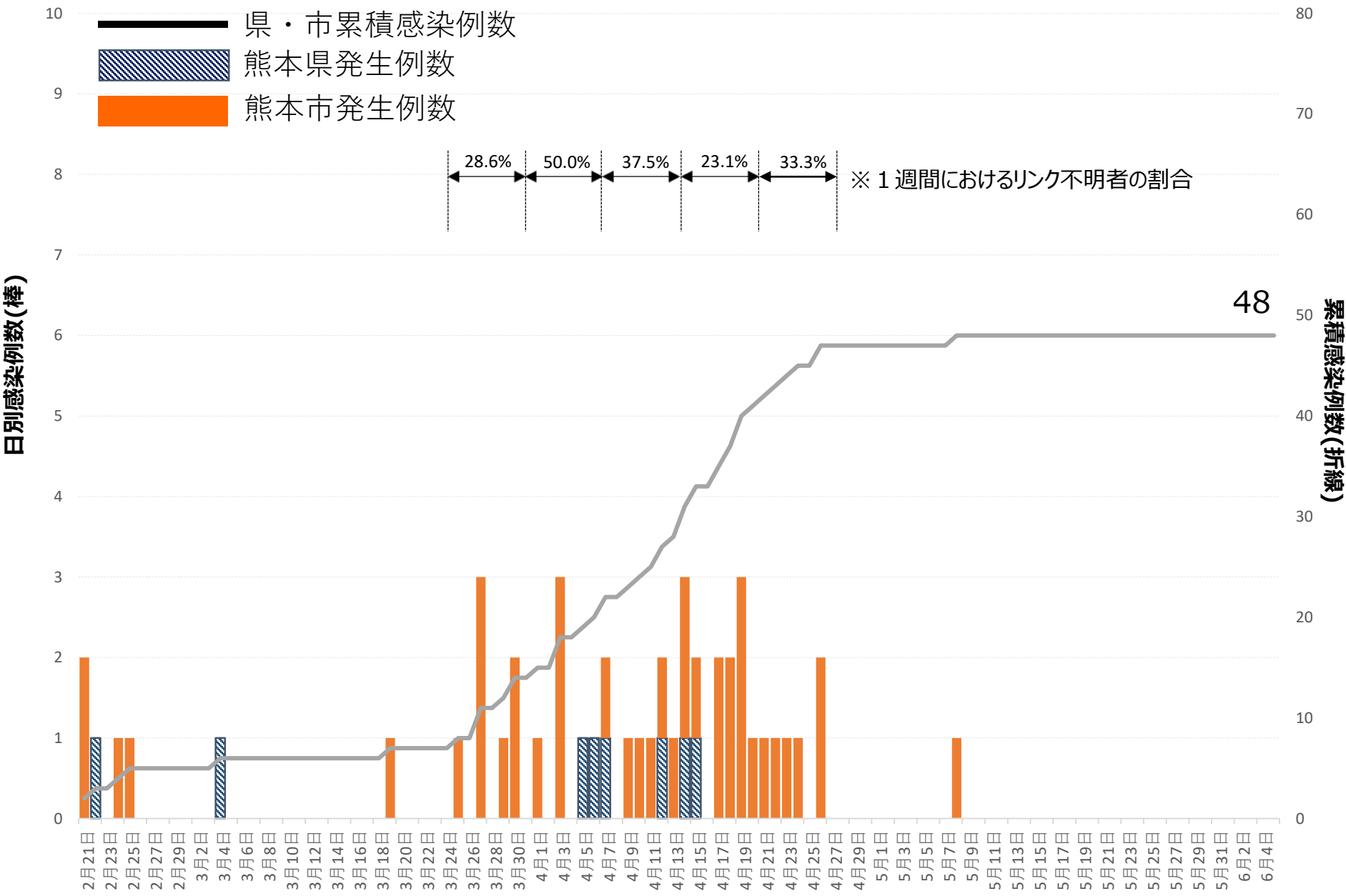
- 1,241人（入院治療）
 - 102人（うち重症者）
- 14,867人（退院・療養解除）
- 903人（死亡）

※療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。



② 県・市感染発生例数

令和2年6月5日時点



③ 感染者発生状況

令和2年6月5日時点

感染者 48例	40例	熊本市内
	5例	阿蘇保健所管内
	2例	有明保健所管内
	1例	御船保健所管内

※再陽性が判明した1人を重複して含む。

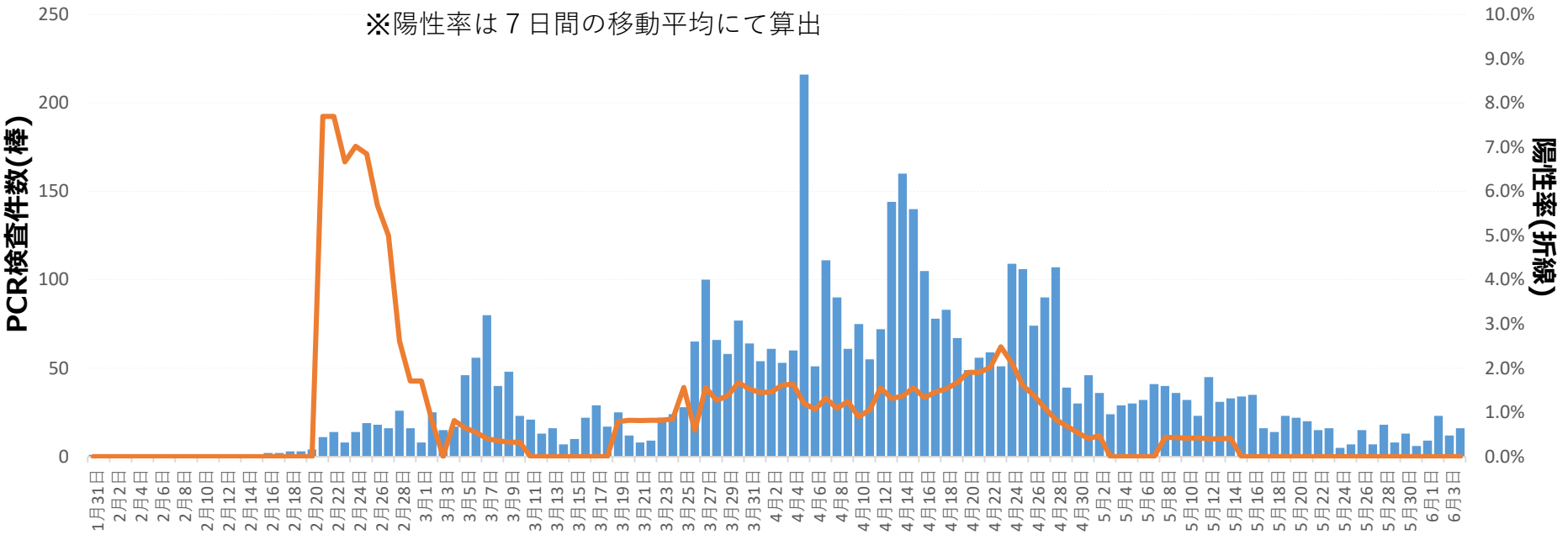
④ 検査陽性者の状況等

令和2年6月4日時点

検査実施人数	陽性者例(累積)	(無症状)	(軽症・中等症)	(重症)	(死亡)	(退院)
4,528	48	0	1	0	3	44

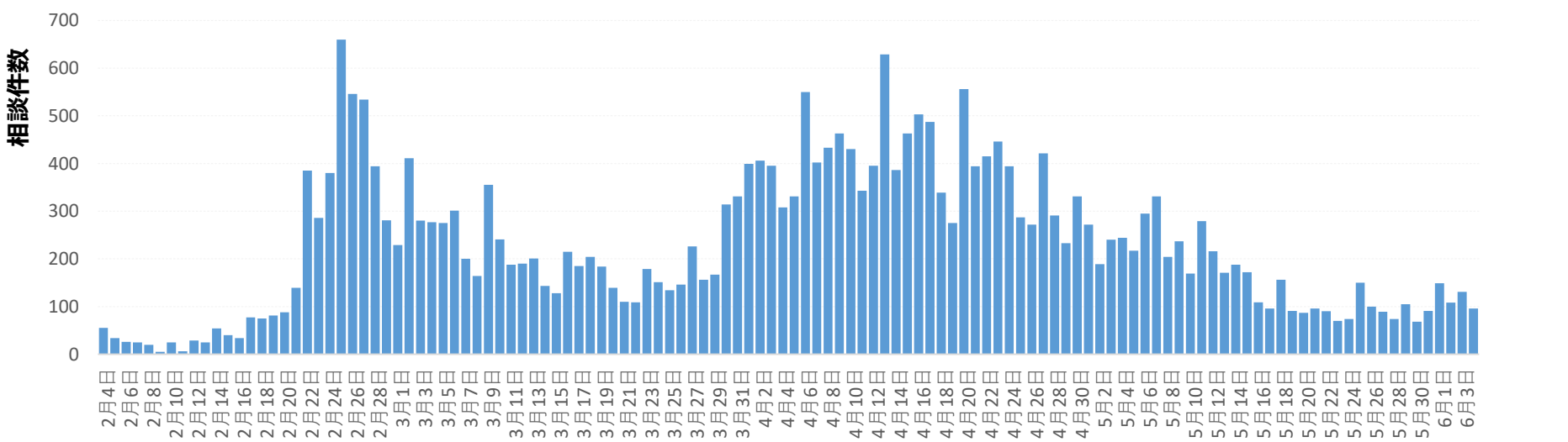
⑤ PCR検査件数と陽性率の推移

令和2年6月4日時点



⑥ 帰国者・接触者相談センター相談件数

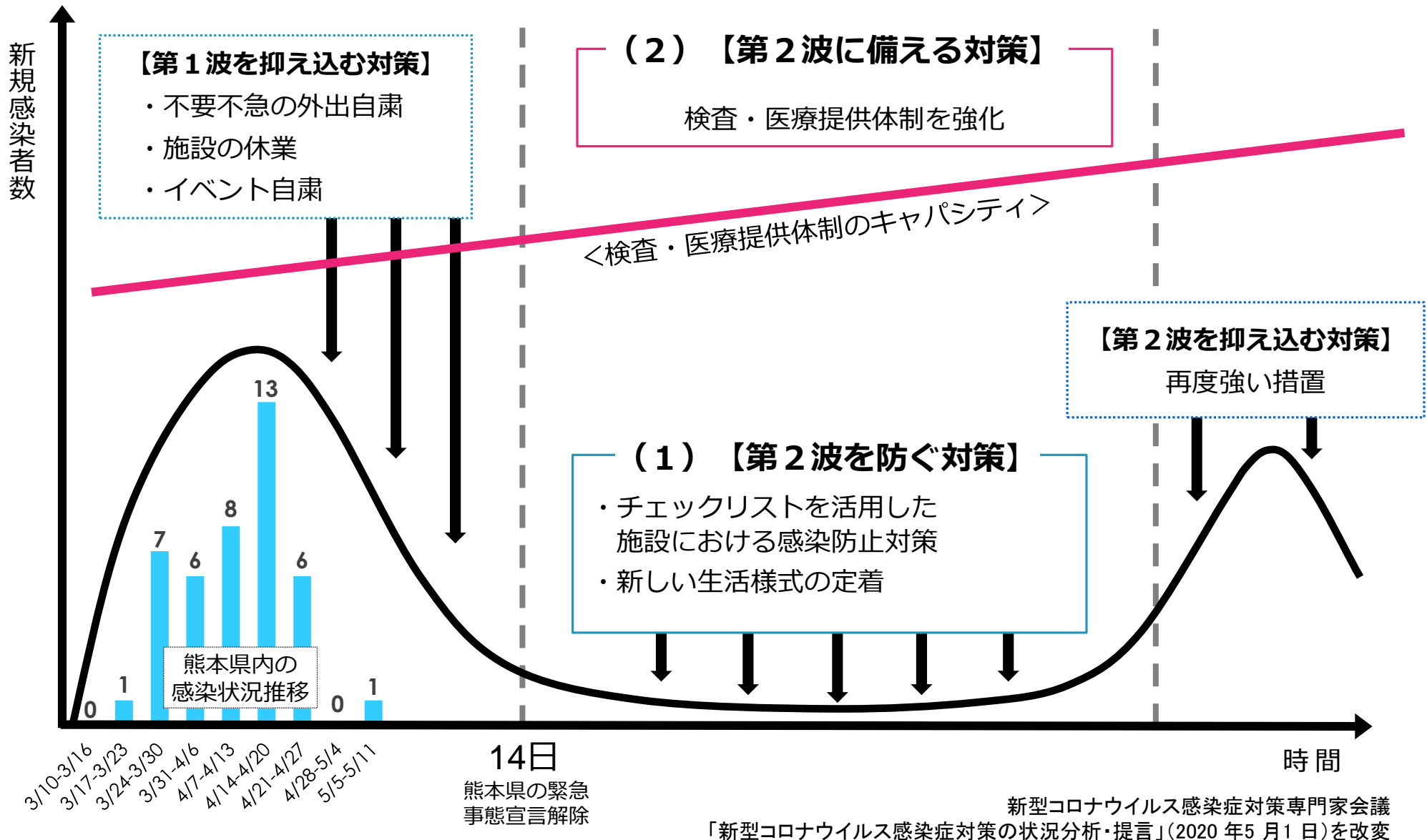
令和2年6月4日時点
(県市合計数)



記者配布用

2 新型コロナウイルス感染症対策の 今後の対応

新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応



(1) 【防ぐ対策】チェックリストを活用した施設における感染防止対策

施設に対する休業要請については、5月20日で終了



休業要請終了後も、県が独自に作成したチェックリストを活用して、感染防止対策を徹底するとともに、チェックリストを掲示することを施設に依頼。



感染防止対策の実施状況については、トリプルチェックにより確認。

- I 「チェックリスト」により事業者自らが確認。
- II 施設利用者が「チェックリスト」が掲示されていることを確認。掲示されていないなど、感染防止対策が徹底されていない場合は、利用を控える
- III 行政や関係団体等が施設を訪問して確認。

熊本県作成

【一般用】

感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、主に以下の対策を徹底しています。

1 「三つの密」を避ける

- ① 密閉空間を避ける
 - 定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
 - 密閉した部屋は使用しない。
- ② 密接場所を避ける
 - 対面ではなく横並びで座る。
 - 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。または、人と人の間隔（1m、できれば2m）を十分に確保する。
- ③ 密集場面を避ける
 - 入場人数や滞在時間の制限。
 - 入退出時や集合場所、会計時のレジ等における十分な間隔の確保。

2 その他

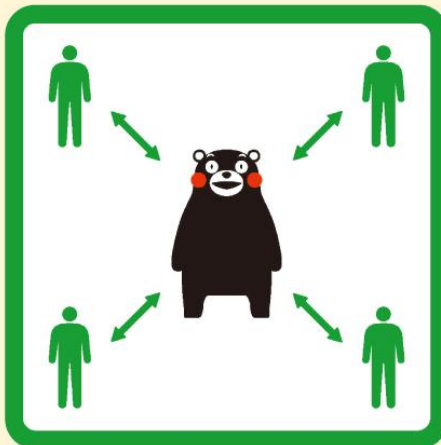
- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限。
- 咳エチケット、**こまめな手洗い**、手指消毒の徹底。
- 従業員及び入場者に対するマスクの着用の徹底。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置。
- 施設の適切な消毒や清掃。
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止。
- 休憩スペースの利用人数の制限。
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用。
- 万が一に備え、利用者の電話番号などの連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）。
- 大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整。

(1) 【防ぐ対策】新しい生活様式の啓発

くまモンと
一緒に新しい
生活スタイルを!!



手を洗うモン
#WashHands

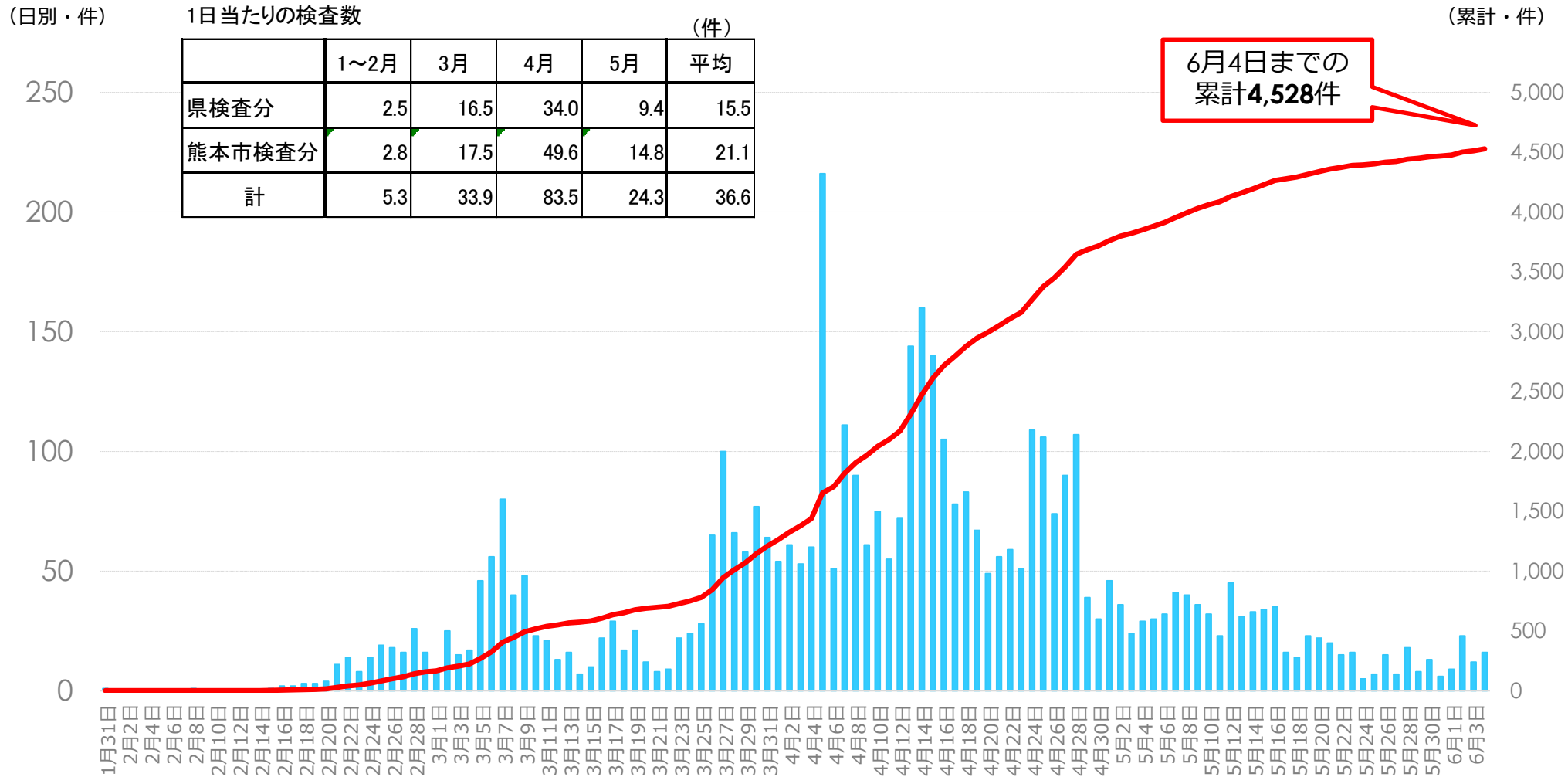


くっつかないモン
#KeepDistance



換気をするモン
#OpenWindow

(2) ①【備える対策】熊本県のPCR検査件数



(2) ①【備える対策】地域での検査へのアクセス向上

①地域PCR検査センター設置支援	4か所(熊本市,県北,県南,天草)
②帰国者・接触者外来、入院協力医療機関等での検査支援	6か所

県民

かかりつけ医
診察
(医師の総合的判断)

① 地域PCR検査センター
検体採取、検査

保健所を介さず、検査まで迅速にアクセス

② 帰国者・接触者外来等
診察、検体採取、検査

【重要】医師からのニーズの高い
手術前検査、入院時検査も可能

(2) ①【備える対策】院内感染防止・早期発見のための外来強化体制整備

①プレハブ等での検体採取体制整備支援

実施中：5か所
今後実施予定：19か所

②ドライブスルー方式での検体採取

実施中：7か所
今後実施予定：1か所

県民

帰国者・接触者
相談センター
(保健所)

相談・受診
調整

帰国者・
接触者外来

プレハブ等

検体採取

安全化・院内感染防止

地方衛生研究所
(保環研等)

検査

(2) ①【備える対策】全体的検査能力の向上（全体像）

検査能力拡充	地域PCR検査センター	<p>県内4か所</p> <p>↑</p> <p>県内0か所</p>	<p>熊本市 (20)</p> <p>県北 (10)</p> <p>県南 (10)</p> <p>天草 (10)</p>	<p>50件</p> <p>↑</p> <p>0件</p>
	帰国者・接触者外来等 (LAMP法)	<p>県内6か所</p> <p>↑</p> <p>県内2か所</p>		<p>10 + α件</p> <p>↑</p> <p>10件</p>
	民間検査機関・大学	<p>県内2か所</p>		<p>34件</p>
	熊本県・熊本市	<p>県内2か所 (地衛研)</p>	<p>熊本県 (80)</p> <p>熊本市 (60)</p>	<p>140件 (※)</p>
検体採取	<p>ドライブスルー方式</p> <p>ウォークイン方式 (プレハブ等活用)</p>	<p>県内32か所</p> <p>↑</p> <p>県内12か所</p>		

・さらなる地域内でのアクセス向上を図る

・第2波に備え検査件数も増234件 + α (14か所)

↑

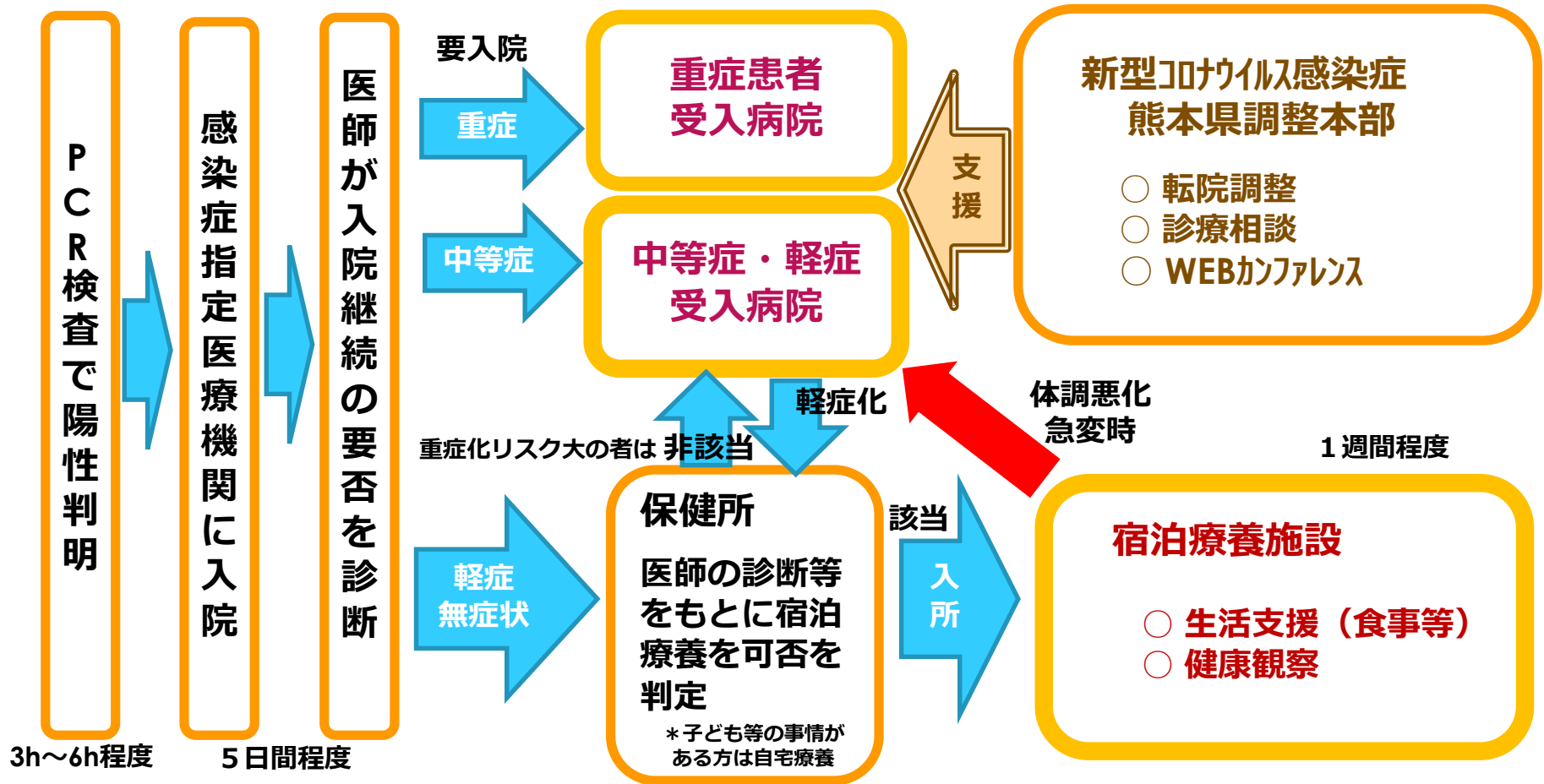
184件 (6か所)

※通常ベースでの検査数。県では最大160件、市では最大90件の検査能力がある。

(2) ②【備える対策】医療提供体制の強化

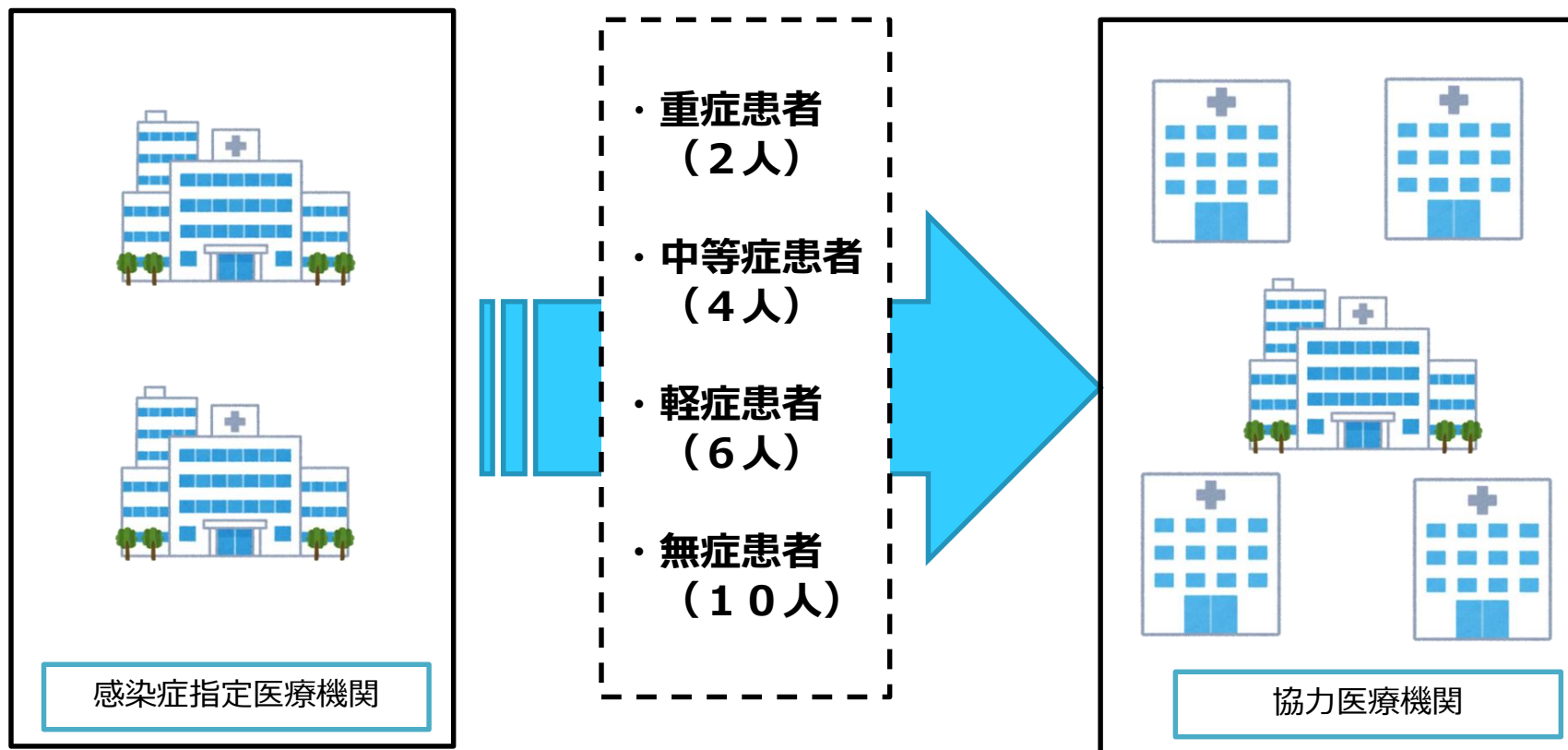
病院		宿泊施設
378床		1,366室
重症 (人工呼吸器管理等)	中等症 (酸素吸入) 軽症 (重症、中等症以外) 無症状 (重症化リスク有の者)	軽症・無症状 (重症化リスクが少ない者)
10病院 (48床)	30病院 (330床)	15施設

(2) ②【備える対策】新型コロナウイルス感染症 患者の流れ（宿泊療養開始後）



【参考】 県調整本部における転院調整の状況等

- ・ 転院の調整等により転院した患者数 → 延べ22人
(6月1日現在)

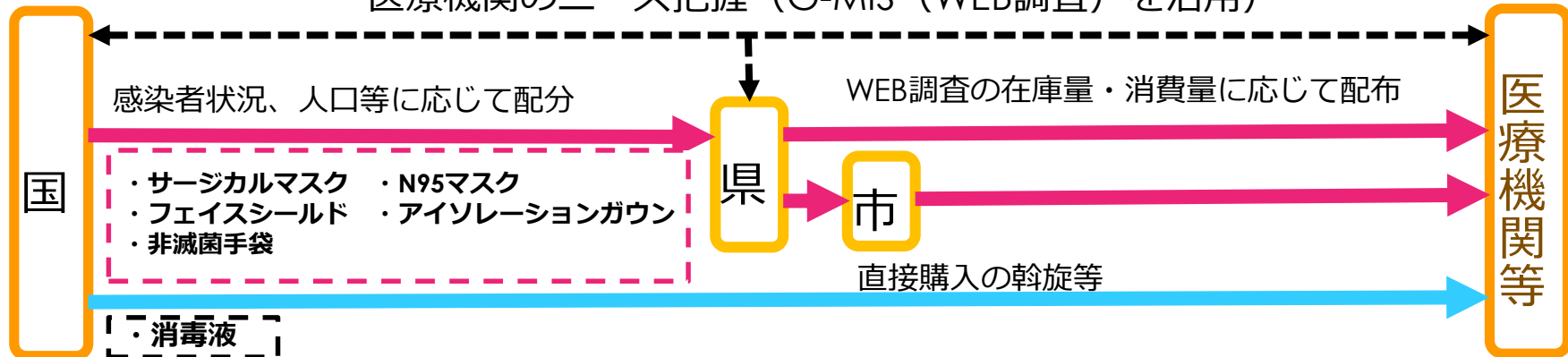


(2) ②【備える対策】マスク等医療物資の供給体制

【供給について】

- ・ 医療機関等については、各医療機関の在庫量や消費量を把握し、不足する病院等へ優先配布を行う国の安定供給スキーム（下図）が確立。また、県及び市の備蓄や県の一括調達からの供出も含め一定の供給体制を確保。
- ・ 介護施設等については、県及び市の備蓄や県の一括調達から供出するとともに直接購入に対する補助を制度化。現在、国が配布スキームを構築中。

医療機関のニーズ把握（G-MIS（WEB調査）を活用）



【備蓄について】

- ・ 今後は、第2波に備えた国の供給体制を見極めながら、県及び市や関係機関・団体等との分担を図りつつ、備蓄を進める。
- ・ 国に対しては、国内生産の確保や流通備蓄の制度化、団体や各施設での備蓄に対する補助等について要望。

(2) ②【備える対策】感染症対策に関わる人材の育成

1 患者受入を行う医療スタッフの育成

感染症指定医療機関や入院協力医療機関の医師、看護師等の研修
(受入医療機関において延べ17回実施)

2 感染防護訓練の実施

宿泊療養施設や、PCR検査センター従事予定者への防護服着脱訓練
(自衛隊へ要請 延べ4回実施 県・市医師会等と連携)

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

1. 検査体制	
(1)PCR等検査	
1	相談、検体採取、検査の一連のプロセスを点検し、改善すべき点を明らかにして必要な対策を行ったか
2	帰国者・接触者相談センターの業務委託の推進が図られているか
3	契約締結を求めている医療機関との契約の提携が進んでいるか
4	大型のテントやプレハブ等の設置、地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、外来診療体制の増強が図られているか
5	感染拡大局面に当たって直ちに地域外来・検査センターの体制拡充が行われるよう、輪番等による具体的な必要人員の確保を含めて調整されているか
6	発症日、相談日、検査日、結果判明日、本人への報告日までの日数がモニタリングできているか
(2)地方衛生研究所の体制拡充	
7	人員の応援体制ができているか
8	検査機器や検査試薬の確保状況をモニタリングし、不足した場合に配布する等適切に対応できているか
(3)民間検査機関等の拡充、利用促進	
9	民間検査機関等の利用が進んでいるか
10	民間検査機関等の検査結果が適切に報告されるスキームが構築出来ているか
(4)試薬や検査機器、個人防護具などの確保に向けた取組	
11	試薬や抗原検査キット、個人防護具の確保状況をモニタリングし、不足した機関に対し適切に配布できているか

熊本県の対応状況

33 14 2 ←全49項目中			
対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
	○		医師会や各保健所と意見交換を行いながら、これまでの対応の見直しを行うなど、第二波に備える対策を進めている。
		○	一般的な電話相談等の対応は業務委託したが、帰国者・接触者相談センター機能については保健所で対応している。
	○		県医師会加盟医療機関については、医師会との集合契約締結に向けて調整中。 ※非加盟医療機関については、意向調査を実施のうえ、契約する予定。
	○		県内4ヵ所でプレハブ設置による外来受診を実施している。また、更なる拡充に向けた予算化も図っている。
	○		今後設置予定のPCR検査センターの体制整備など、地域で協議を進めており、研修等の支援を予定している。
○			陽性者については、各保健所において行動歴を確認することで、把握している。
○			一度に多くの検体検査が必要な場合など、研究所の要請に応じて、県庁内の他部局から専門職員(獣医師、薬剤師、理化学)を派遣する体制を整備している。
○			昨年度末に検査能力を2倍(40人→80人)に拡充し、検査試薬の購入に係る予算も確保している。なお、資材不足の際には隣県から融通してもらうなど、連携体制も確保している。
○			現在、民間検査機関等の検査能力拡充に向けた、検査機器の整備を検討している。なお、熊本市においては、既に民間検査機関等を利用した検査を実施している。
○			熊本市(保健所設置市)の民間検査機関等の検査結果は、適切に報告いただいている。
○			定期的に個人防護具等の在庫を把握し、必要な医療機関に配布している。

2. 医療提供体制	
(1) 役割分担	
12	協議会が設置され定期的な活動が行われているか
13	地域の医療機関ごとの役割分担(重点医療機関の設定等)の明確化はなされているか
14	軽症者の宿泊療養施設の確保はできているか
15	疑い患者の救急搬送を受け入れる病院は確保されているか
16	他の疾患の患者に対する治療に重大な支障が生じてないか
(2) 空き病床の状況把握、調整の仕組み	
17	調整本部は、患者発生状況や空き病床の状況等を毎日把握しているか
18	G-MIS等により各医療機関の現状を迅速に把握できる仕組みが構築できているか
19	患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」に必要な際にすぐ連絡が取れる体制(オンコール)がとられているか
20	患者が増加した場合の調整本部の再活性化について、関係者間で取り決められているか
21	病床確保に関する広域連携の仕組みについて検討・調整が行われているか
(3) 院内感染対策	
22	外部からの専門的な助言や支援を提供できる体制が構築されているか
23	感染症指定医療機関に限らず、一般医療機関においても基本的な感染対策が行われるような体制が構築されているか

対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
○			熊本県・熊本市の合同で、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、定期的に会議等を開催している。
	○		重点医療機関を県北、県央、県南、天草の4地域に1カ所ずつ設定済み。精神障がい関係は医療機関と調整済み。小児、周産期、透析関係は関係者と協議中。
○			15施設と協定を締結し、1,366室を確保済み。
	○		保健所において、地域の医療機関と協議中。
○			これまでに受入医療機関から支障が生じたとの報告はない。
○			患者の入退院や症状等の状況を毎日把握している。
○			G-MISや、県独自の情報共有システムにより、常時、最新の情報を共有している。
○			調整本部に5名の医師を配置しており、常に連絡をとれる体制を確保している。
○			調整本部は継続的に立ち上げている。熊大病院内のサテライトは24時間対応としている。
○			調整本部において、医療圏域を超えて広域的に患者の転院調整等を行う体制を確保している。
○			院内感染が発生した場合は調整本部において、転院調整等を行う体制を構築している。院内感染防止に関する相談対応や専門的助言を行う体制の構築について、県感染管理ネットワークと協議中。
○			感染症対策に関わる人材の育成として、医療従事者等を対象に防護服着脱訓練を延べ4回実施。院内感染防止対策を講じた医療機関を広く支援する制度について検討中。一般医療機関に対しても、マスクや消毒液を供給するなど、感染防止対策の支援を実施している。

3. 保健所の体制	
(1) 人員体制	
24	本庁主導で、業務外注など、必要な業務の見直しが行われているか
25	本庁からの応援、OB 職員の再雇用など、必要な増員が図られているか
(2) 積極的疫学調査・クラスター対策	
26	人員の応援体制ができているか
27	人員の訓練体制ができているか
28	データを作成・分析する体制ができているか
(3) 相談業務	
29	帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注、業務委託の推進等はなされているか
30	感染拡大局面でも十分に相談に回答する体制が計画されているか
31	電話相談の件数に応じて電話回線数を調整できるよう回答率を確認しているか
(4) 搬送業務	
32	民間輸送業者の活用等、検体の搬送体制が整えられているか
(5) 業務効率化	
33	縮小・延期等が可能な業務を把握できているか
34	業務効率化のため、HER SYS などの ICT 技術を活用しているか

対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
	○		本庁主導で、相談対応や検体搬送に関する業務委託を実施済み。また、患者搬送も外部委託に向け検討を進めている。
○			広域本部・地域振興局内で応援職員を配置するとともに、6月1日より会計年度任用職員を各保健所で任用(OB職員も採用)している。
○			管内において感染者が発生した保健所に対して、本庁からの保健師派遣や、広域本部・地域振興局内職員の保健予防課への配置など、保健所業務をサポートする体制を構築している。
	○		医療機関におけるクラスターを想定した対応について、実際に対応した保健所長から庁内各課や保健所間と情報共有を行っている。
○			今後導入を予定しているHER SYS(新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム)によりデータ作成・分析の効率化を図っていく。
		○	一般的な電話相談等の対応は業務委託したが、帰国者・接触者相談センター業務については保健所で対応している。
○			現在は8～22時:6回線、22時～8時:2回線で対応している。状況に応じて調整も可能。
○			毎日、前日の対応について報告を受け、100%の応答率であることも確認している。
○			県内各地からの保健環境科学研究所への検体搬送を、民間事業者への業務委託により実施している。
○			職員の感染時等における業務執行体制について、「新型インフルエンザ等発生時における熊本県庁事業継続計画」(BCP)に沿って、実施している。
	○		現在、利用開始に向けた準備を進めている(6月中に活用開始予定)。

4. サーベイランス	
(1) 疑似症の届出	
35	感染症法第 12 条に基づく疑似症の届け出についてその必要性が医療機関に十分に周知できているか(検査結果陰性の時は届け出なくていいと誤認されていないか)
36	医師が必要と認めた場合に検査を実施した時、陰性結果も含め、届けられているか
(2) HER-SYS	
37	HER-SYSを利用し、報告する体制が構築されているか
38	HER-SYSについて、管内の医療機関に対し周知し、利用を促しているか
(3) モニタリング	
39	新規感染者数、人口 10 万人当たりの新規感染者数の割合、経路不明の感染者数の割合など、地域の感染状況(疫学状況)を適宜把握し、定期的に公表しているか
40	新型コロナウイルス感染症の重症者数、入院者数及び宿泊療養施設使用数などの医療提供体制の状況を適宜把握し、確保病床数、宿泊療養施設確保室数などともに定期的に公表しているか
41	PCR 等検査件数及び陽性検体数など検査体制の関する状況を適宜把握し、定期的に公表しているか

対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
○			「対応フロー」を作成し、その中で「疑似症の要件に合致する」場合は発生届を提出するように定め、各医療機関に周知している。
○			「相談から公表までの標準的フロー」を作成し、検査結果は「各保健所から、帰国者・接触者外来や患者等へ連絡」するように定め、各保健所へ周知している。
	○		現在、利用開始に向けた準備を進めている(6月中に活用開始予定)。
	○		現在、利用開始に向けた準備を進めている(6月中に活用開始予定)。
○			新規感染者数及びリンクなし感染者数を把握し、1週間に1回記者会見及び県ホームページで公表している。
○			重傷者など症状に応じた入院患者数を毎日公表している。確保病床数、宿泊療養施設確保室数についても、随時、公表している。
○			検査件数や陽性・陰性の結果(熊本市を含む)について、毎日把握し、報道資料を提供するとともに、県ホームページに掲載している。

5. 地方自治体における即応体制	
42	感染拡大の傾向が見られ、法第 24 条 第 9 項 に基づく措置等を講じる際の判断基準や考え方を設けているか
43	感染拡大の傾向が見られた際に、ホームページ等で市民に速やかに状況や対策を伝える仕組みが計画されているか
44	感染拡大の傾向が見られた際の、対策本部等自治体内の連絡手順や体制切替えの手順等を準備しているか

対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
○			「熊本県新型コロナウイルス地域区分基準」により判断することとしている。
○			毎週火曜日に、上記の地域区分を更新し、対応とともに発表しているほか、状況に変化があった場合は随時ホームページで情報を発信することとしている。
○			県の「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」において、情報提供、情報共有等に関することを定めている。

6. 高齢者・障害者施設等への支援体制	
	(1) 人員・物資の確保
45	施設内感染の発生を想定した人材確保策(勤務シフトの柔軟な変更、同一法人内での融通策、地域での人材確保策等)が講じられているか。
46	福祉サービスを提供する施設・事業所に対して必要な物資が優先的に供給されるような仕組みを検討しているか。
	(2) 施設内感染対策
47	施設内感染の発生を想定した必要な事前準備ができているか(ゾーニングや必要な物品の確保方法の検討、サービス提供者への研修等)。
48	施設内感染の発生を想定した近隣医療機関との連携体制が構築されているか。
49	事業所等が閉鎖した場合に備えた代替サービスの確保策が講じられているか。

対応済	対応中 (対応予定)	検討中	対応内容
	○		施設内感染等が発生し、人材等に不足が生じた場合、応援職員を派遣して対応できるよう、関係団体と協議を進めている。
○			県がマスクや消毒液等の衛生用品を一括購入し、介護施設へ配布する事業を実施。また、障がい者施設等におけるマスク、消毒液等の購入費用に対する補助を実施している。
○			簡易陰圧装置や換気設備の整備費用に対する助成や、感染が疑われる者が発生した場合の消毒・洗浄の経費に対する助成のための予算等を確保している。
	○		施設内感染が発生した場合、医療機関と連携して対応できるよう、関係部署及び関係団体と協議を進めている。
	○		代替サービスの確保策を講じることで、人材が必要となった場合に応援職員を派遣して対応できるよう、関係団体と協議を進めている。

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

熊本市の対応状況

1. 検査体制	
(1)PCR等検査	
1	相談、検体採取、検査の一連のプロセスを点検し、改善すべき点を明らかにして必要な対策を行ったか
2	帰国者・接触者相談センターの業務委託の推進が図られているか
3	契約締結を求めている医療機関との契約の提携が進んでいるか
4	大型のテントやプレハブ等の設置、地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、外来診療体制の増強が図られているか
5	感染拡大局面に当たって直ちに地域外来・検査センターの体制拡充が行われるよう、輪番等による具体的な必要人員の確保を含めて調整されているか
6	発症日、相談日、検査日、結果判明日、本人への報告日までの日数がモニタリングできているか
(2)地方衛生研究所の体制拡充	
7	人員の応援体制ができていますか
8	検査機器や検査試薬の確保状況をモニタリングし、不足した場合に配布する等適切に対応できているか
(3)民間検査機関等の拡充、利用促進	
9	民間検査機関等の利用が進んでいるか
10	民間検査機関等の検査結果が適切に報告されるスキームが構築出来ているか
(4)試薬や検査機器、個人防護具などの確保に向けた取組	
11	試薬や抗原検査キット、個人防護具の確保状況をモニタリングし、不足した機関に対し適切に配布できているか

36 13 0 ←全49項目中			
対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
○			4月13日に、相談対応や疫学調査、患者支援を専門的かつ重点的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策課」を新設し、帰国者・接触者相談センターへの相談、帰国者・接触者外来との受診調整、採取後の検査については、常に一連のプロセスを点検し、改善策を講じている。
	○		帰国者・接触者相談センターへの相談内容は専門的な内容の相談が多く、また、帰国者・接触者外来との受診調整など迅速に(ワンストップで)対応するため、本市の専門職(保健師等)で対応している。 今後は委託という形ではないが、外部から専門職を任用する予定。
	○		県医師会加盟医療機関については、医師会との集合契約締結に向けて調整中。 ※非加盟医療機関については、契約締結希望調査を実施のうえ、契約する予定。
○			熊本市医師会と連携し、地域外来・検査センターを6月中旬に設置。
	○		熊本市医師会等と連携し、必要となる人員体制を確保することとしている。
○			陽性者が確認された場合、速やかに行動歴を確認しており把握できている。
○			現在研究所職員9名体制で検査を実施。 既に応援体制により、検査を行うための事務要員として次の人数が動員されている。 所内動員職員 2名 受付事務等 所外動員職員【環境局 環境推進部】1名 試薬購入、結果発行補助他 クラスター等発生した場合は、熊本県への依頼等も行っている。(保健所から直接県へ)
○			検査機器は、昨年度末購入によりリアルタイムPCR装置、RNA自動抽出装置を増強(現在各2台保有) 検査能力を1.5倍(40検体→60検体)に拡充している。また、検査試薬購入に係る予算を確保し、必要な物品が速やかに確保できるよう国へも要望している。なお、試薬が不足した際には熊本県と融通しあうなど連携をとっている。
○			民間検査機関を活用(熊本大学病院10検体、株式会社CIS24検体)することで検査数が約1.5倍(60検体→94検体)となった。また、機能分化を図り、クラスターが発生した際には、環境総合センターにおいて濃厚接触者への集中的な検査が可能。
○			検査終了後に、メール等により適切に報告されるスキームが構築出来ている。
○			国からの供給は、マスク同様に、ガウン、フェイスシールドについて安定的に供給するスキームが整備され、4月下旬から県の配分を経て定期的に感染症指定医療機関等を優先して配布している。インターネットを利用した医療機関の医療物資在庫量等報告システムにより、在庫が逼迫する場合は、国が直接医療機関に物資を送付する仕組みが運用されている。

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

熊本市の対応状況

2. 医療提供体制	
(1) 役割分担	
12	協議会が設置され定期的な活動が行われているか
13	地域の医療機関ごとの役割分担(重点医療機関の設定等)の明確化はなされているか
14	軽症者の宿泊療養施設の確保はできているか
15	疑い患者の救急搬送を受け入れる病院は確保されているか
16	他の疾患の患者に対する治療に重大な支障が生じてないか
(2) 空き病床の状況把握、調整の仕組み	
17	調整本部は、患者発生状況や空き病床の状況等を毎日把握しているか
18	G-MIS等により各医療機関の現状を迅速に把握できる仕組みが構築できているか
19	患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」に必要な際にすぐ連絡が取れる体制(オンコール)がとられているか
20	患者が増加した場合の調整本部の再活性化について、関係者間で取り決められているか
21	病床確保に関する広域連携の仕組みについて検討・調整が行われているか
(3) 院内感染対策	
22	外部からの専門的な助言や支援を提供できる体制が構築されているか
23	感染症指定医療機関に限らず、一般医療機関においても基本的な感染対策が行われるような体制が構築されているか

対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
○			熊本県・熊本市の合同で新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置し、定期的に会議等を開催している。
	○		熊本県で対応中。
○			熊本県で対応済。
	○		協力医療機関等で対応している。
○			これまでに受入医療機関から支障が生じたとの報告無し。
○			熊本県で対応済。
○			熊本県で対応済。
○			熊本県で対応済。
○			熊本県で対応済。
○			ウェブカンファレンス等において、院内感染対策に係る情報共有を実施している。院内感染が発生した場合は県の調整本部において、転院調整等を行う体制ができている。
○			院内感染防止については、厚労省通知を各医療機関へ周知する等の情報提供を実施しており、また一般医療機関に対しても、マスクや消毒液を供給するなど、感染防止対策の支援を実施している。

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

3. 保健所の体制	
(1) 人員体制	
24	本庁主導で、業務外注など、必要な業務の見直しが行われているか
25	本庁からの応援、OB 職員の再雇用など、必要な増員が図られているか
(2) 積極的疫学調査・クラスター対策	
26	人員の応援体制ができていますか
27	人員の訓練体制ができていますか
28	データを作成・分析する体制ができていますか
(3) 相談業務	
29	帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注、業務委託の推進等はなされているか
30	感染拡大局面でも十分に相談に回答する体制が計画されているか
31	電話相談の件数に応じて電話回線数を調整できるよう回答率を確認しているか
(4) 搬送業務	
32	民間輸送業者の活用等、検体の搬送体制が整えられているか
(5) 業務効率化	
33	縮小・延期等が可能な業務を把握できているか
34	業務効率化のため、HER SYS などの ICT 技術を活用しているか

熊本市の対応状況

対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
○			① 新型コロナウイルス感染症対策課の新設 ② 検体搬送業務について生活衛生課、食品保健課、国保年金課で対応 ③ 患者搬送、医療資材確保について医療政策課で対応
○			① 保健所へのサポートとして、本庁各局からのリエゾンの派遣 ② 4月13日には相談対応や疫学調査、患者支援を専門的かつ重点的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策課」を新設
○			① 3月29日に感染症対策課にクラスター班を設置し6名を配置 ② 4月13日には相談対応や疫学調査、患者支援を専門的かつ重点的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策課」を新設し49名を配置
	○		市内においてクラスターの発生が見込まれたことから、厚生労働省クラスター対策班から専門家の派遣を依頼し、専門的な見地からのアドバイスをいただいた。
○			これまで感染症サーベイランスシステム(NESID)への入力を実施しており、今後HER-SYS(新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム)を運用していく。
	○		帰国者・接触者相談センターへの相談内容は専門的な内容の相談が多く、また、帰国者・接触者外来との受診調整など迅速に(ワンストップで)対応するため、本市の専門職(保健師等)で対応している。 今後は委託という形ではないが、外部から専門職を任用する予定。
○			相談件数に応じて、必要となる相談回線や人員体制を確保している。
○			電話相談については、時間ごとの相談件数を確認し対応している。
	○		検体搬送の民間輸送業者の活用については、今後検討していく。
○			新型コロナウイルス感染症へ対応するために、全庁的に業務見直しが行われている。保健所においても、業務の優先度に応じた選択と集中を行うことにより必要な体制を確保。(HIV検査等・相談業務や、給食施設の立入検査の延期、食品事業者の許可期限の延長等)
○			HER-SYS利用の準備(ID発行)が完了し活用している。

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

4. サーベイランス	
(1) 疑似症の届出	
35	感染症法第 12 条に基づく疑似症の届け出についてその必要性が医療機関に十分に周知できているか(検査結果陰性の時は届け出なくていいと誤認されていないか)
36	医師が必要と認めた場合に検査を実施した時、陰性結果も含め、届けられているか
(2) HER-SYS	
37	HER-SYSを利用し、報告する体制が構築されているか
38	HER-SYSについて、管内の医療機関に対し周知し、利用を促しているか
(3) モニタリング	
39	新規感染者数、人口 10 万人当たりの新規感染者数の割合、経路不明の感染者数の割合など、地域の感染状況(疫学状況)を適宜把握し、定期的に公表しているか
40	新型コロナウイルス感染症の重症者数、入院者数及び宿泊療養施設使用数などの医療提供体制の状況を適宜把握し、確保病床数、宿泊療養施設確保室数などとともに定期的に公表しているか
41	PCR 等検査件数及び陽性検体数など検査体制の関する状況を適宜把握し、定期的に公表しているか

熊本市の対応状況

対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
○			行政検査として実施する場合は、発生届を提出するように定めており、各医療機関に周知している。
○			すべての検査結果は、発生届提出医療機関に報告し、医療機関から患者に結果を報告することとしている。
○			HER-SYS利用の準備(ID発行)が完了し活用している。
	○		今後、管内の医療機関に周知予定
○			新規感染者数及びリンクなし感染者数を把握し、定期的に記者会見及びホームページで公表している。
○			重傷者など症状に応じた入院患者数は、毎日公表している。確保病床数、宿泊療養施設確保室数は、不定期ではあるが公表している。
○			検査件数や陽性・陰性の結果(熊本県を含む)について毎日把握し、報道資料を提供するとともにホームページにも掲載している。

5. 地方自治体における即応体制

42	感染拡大の傾向が見られ、法第 24 条 第 9 項 に基づく措置等を講じる際の判断基準や考え方を設けているか
43	感染拡大の傾向が見られた際に、ホームページ等で市民に速やかに状況や対策を伝える仕組みが計画されているか
44	感染拡大の傾向が見られた際の、対策本部等自治体内の連絡手順や体制切替えの手順等を準備しているか

対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
○			本市独自で「熊本市のリスクレベルと判断基準」を設定。
○			本市独自の「熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を立ち上げ、専門家からのご意見を伺いながら、毎週水曜日に上記のリスクレベル及び感染拡大の傾向を更新し、市長記者会見で発表しているほか、ホームページで情報を発信している。
○			「熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部」において、上記のリスクレベル及び感染拡大の傾向を決定し全庁的に情報共有を図るとともに必要な対策について協議している。

次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト
 (「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」作成(令和2年5月29日))

6. 高齢者・障害者施設等への支援体制	
(1) 人員・物資の確保	
45	施設内感染の発生を想定した人材確保策(勤務シフトの柔軟な変更、同一法人内での融通策、地域での人材確保策等)が講じられているか。
46	福祉サービスを提供する施設・事業所に対して必要な物資が優先的に供給されるような仕組みを検討しているか。
(2) 施設内感染対策	
47	施設内感染の発生を想定した必要な事前準備ができているか(ゾーニングや必要な物品の確保方法の検討、サービス提供者への研修等)。
48	施設内感染の発生を想定した近隣医療機関との連携体制が構築されているか。
49	事業所等が閉鎖した場合に備えた代替サービスの確保策が講じられているか。

熊本市の対応状況

対応済	対応中 (対応予定)	今後検討	対応内容
	○		人員基準の緩和については国の通知に従い施設等へ周知している。また、同一法人内での融通については関係団体との意見交換の場において依頼済み。 事業所の事業継続のための人材確保策については予算の確保も含め、今後検討。県との連携についても協議したい。
○			【高齢者施設等】県が実施した衛生用品の一括購入、配布事業の対象に含まれている。 【障がい者施設等】マスク及び消毒液については、本市で一括で調達し、各事業所や個人へ供給を行っている。
	○		社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染が疑われる事案が発生した場合の対応概要(フロー図)とチェックリストを作成し、全事業所に周知している。また、基本的感染予防対策についての動画を作成し、周知している。 今後、対象施設等で感染が発生した場合、濃厚接触者へのサービス提供のために必要となる感染防護品を市で備蓄するため、予算の確保も含め検討中。
	○		通常時から各事業所ごとに協力医療機関を定めており、事業所によっては、すでに医療機関等と感染者発生時の対応について協議をしている。
	○		関係団体と協議を進めている。

3 市リスクレベル及び 県地域区分基準の改定について

熊本市のリスクレベルと対策について（修正案）

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は、**感染状況の傾向（拡大・縮小）を踏まえ**、総合的に判断する。

リスクレベル	本市の判断基準	具体的な対策例（旧）	具体的な対策例（新）
レベル4 特別警報	市内で ①リンク無し感染者 4名以上 かつ ②新規感染者 5名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請
レベル3 警報	市内で ①リンク無し感染者 2名以上 かつ ②新規感染者 3名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・全ての催事等の自粛要請	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・ 全ての催事等の自粛要請
レベル2 警戒	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの条件のいずれかに該当する催事の自粛及び不特定多数が利用する市有施設の閉館	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの 密 のいずれかに該当する催事の自粛 及び不特定多数が利用する市有施設の閉館 ・ 不特定多数が利用する市有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②市内では新規感染者が未発生	・3つの条件が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・手洗いや相談窓口、行動変容に向けた広報啓発	レベル0の対策に加え ・3つの 密 が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・ 手洗いや相談窓口、行動変容に向けた広報啓発の周知
レベル0 正常 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・通常の感染症予防活動	・ 新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

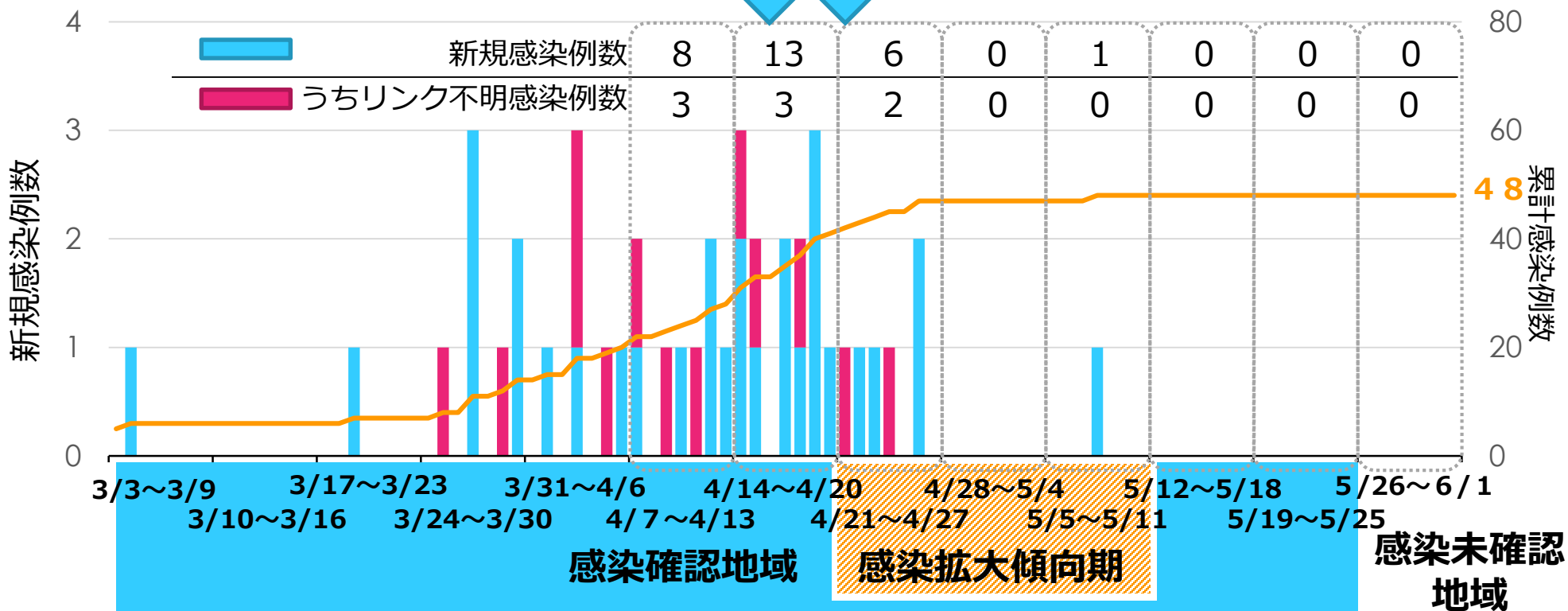
※ **感染拡大リスクが高い3つの密**とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）**という3つの条件が同時に重なる場所。**

熊本県地域区分基準の改定について

熊本県新型コロナウイルス地域区分基準については、患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発するため4月16日に設定。今般、県民に分かりやすく、かつ県市で連携した対応を強化するため、熊本市で導入されている「リスクレベル」との整合を図る。

4/21感染拡大傾向期のアラート

4/16導入



県リスクレベルの基準値（案）の考え方について

リスクレベル	県の判断基準（旧）	県の判断基準（案）	基準値の根拠・考え方
レベル4 特別警報	【感染拡大警戒地域】 ・県内が感染拡大傾向期にあり、新規感染者数が前週の1.5倍以上 ・県内が感染拡大警戒地域にあり、新規感染者数が前週の1.5倍以上の場合、維持	県内で ①新規感染者 15名以上 かつ ②リンク無し感染者 8名以上	県旧基準の1.5倍の数字を生かし、新規感染者は15人とした。 リンク無し感染者は新規感染者の概ね50%※とし、8名とした。 最大の警戒レベルなので、条件を【かつ】で結び、最大の対策を取る考え。
レベル3 警報	【感染拡大傾向期】 県内で ①新規感染者 10名以上 又は ②リンク無し感染者 7名以上	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者 5名以上	早期アラートのための基準として、 旧基準の警戒発出のための数値を生かし、新規感染者10人とした。 また、リンク無し感染者は新規感染者の概ね50%※とし、5名とした。 条件は【又は】で結び、早期に警戒を発する考え。
レベル2 警戒	【感染確認地域】 県内で ①新規感染者 9名以下 かつ ②リンク無し感染者 6名以下	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	旧基準と同じ考えで、県内の新規感染者が1名以上確認され、上の区分に達するまで、この区分となる。
レベル1 注意	【感染未確認地域】 県内で 直近の1週間の新規感染者0名	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	県内の新規感染者が0名の場合、この区分となる。
レベル0 平常	【収束】 県内で直近4週間新規感染者0名	国内で新規感染者が確認されていない	

※ 国基本的対処方針等においては、リンク無し感染者が新規感染者の半数以上となることを緊急事態宣言発令の条件の一つとしている。
 （参考）国が、緊急事態宣言解除に用いた基準は人口10万人あたり0.5人。熊本県人口175万人に外挿すると、8.8人

熊本県リスクレベル（案）について

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準（案）	対策例(案)
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

その他

◆ 新型コロナウイルス感染症の現下の状況及び熊本地震の経験を踏まえ、次の3点から「対応指針」を取りまとめ。

- (1) 避難所の「密閉・密集・密接」の3つの密（3密）の防止
- (2) 高齢者・障がい者など、要配慮者への適切な対応
- (3) 車中泊者など、避難所外避難者への対応

課題

対応

(1) 避難所における3密防止

① 避難行動の住民への周知

- ・災害発生に備え、自宅・親戚や友人宅等への避難を含め、適切な避難行動を取ることを住民に周知

② 避難所における具体的対策

- ・可能な限り多くの避難所の確保、避難所の活用スペースの見直し
- ・避難所における十分なスペースの確保、間仕切りの設置 等
- ・感染防止の上で有効な物資・機材の確保（マスク、体温計、パーティション等）
- ・避難所内の感染防止対策の徹底（手洗い・咳エチケット等）

(2) 要配慮者への適切な対応

① 避難所の福祉避難スペースの確保

② 避難行動要支援者の現状確認及び避難方法の再確認

(3) 車中泊者など、 避難所外避難者への対応

① 点在の抑制（指定場所への集約推進）

- ・集約場所の指定と住民への周知、集約場所の体制整備

② 効率的な把握体制の構築

- ・地域団体等と連携した取組み、避難者自らが報告する仕組みの導入

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の概要 1

1 基本的な考え方

令和2年（2020年）5月27日
熊本市 危機管理防災総室

◎ 市民の安全確保と新型コロナ感染症拡大防止を両立

【1】3つの密を避ける体制の整備

- ・ 避難所における身体的距離の確保
- ・ 避難施設の追加（学校の教室、地域コミセン、地域の公民館・集会所、老人福祉センター等の活用）
- ・ ハザードマップを確認し、自宅や親せき宅等で安全が確保できる人は、自宅等での避難

【2】新型コロナウイルス感染者等への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症罹患中の者（無症状の者を含む。）は、指定医療機関で対応
- ・ 健康観察中（退院から4W以内、濃厚接触から2W以内）の人の避難所として、保健避難所を設定

2 避難先の区分

避難先の区分	自宅等	安全な自宅や親せき宅、知人宅、ホテル・旅館等が利用できる人
	指定避難所	一般市民等（健康観察中以外）、（熱発者等は、保健室 or 医療機関）
	福祉避難所	共同生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者
	保健避難所	健康観察中の者（退院から4W以内、感染者との濃厚接触から2W以内）

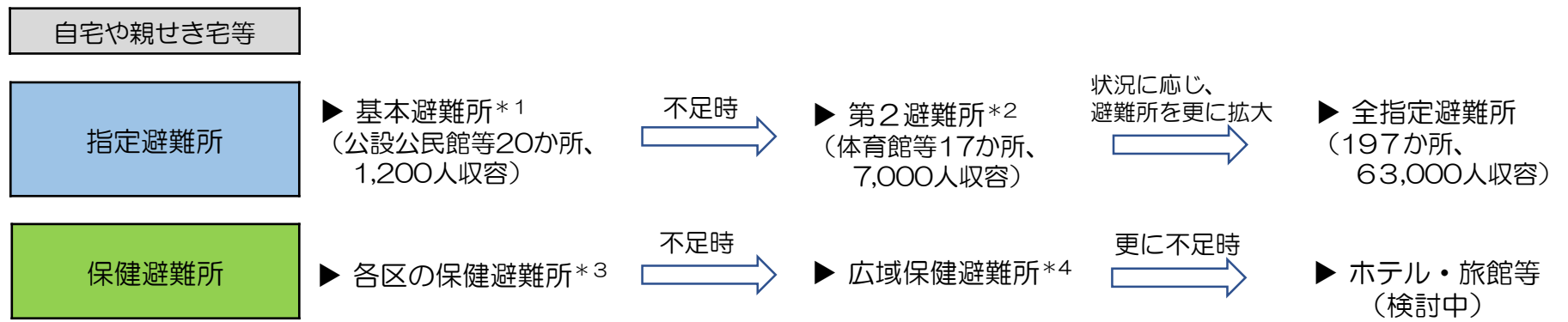
3 対応要領

市民への周知等	<ul style="list-style-type: none">・ 避難先の選定要領の周知（安全な自宅等に避難できる場合は自宅等に避難）・ 避難時の感染拡大防止を含む留意事項の周知（マスク、体温計等も持参）
健康観察者への周知・対応	<ul style="list-style-type: none">・ 保健避難所運営マニュアルの作成・ 健康観察者に対する避難先の確認（事前に保健所で実施）・ 避難時の感染拡大防止を含む留意事項の周知（事前にチラシ等の配布）
避難所における準備・対応	<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス対応を考慮した避難所における対応の手引きの作成・ 各避難所における内部配置（レイアウト）の修正・ 感染拡大防止のための資機材の準備・調達（マスク、消毒液、パーティション等）・ 避難所要員の研修、避難所における訓練・ 保健師等による指導
避難所以外への避難者への対応（大規模災害時）	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所運営委員会を中心とした対応を基本・ 地域指定避難所・指定避難所以外の場所への避難者、車中泊者、在宅避難者については、各指定避難所に情報を集約し対応（食料、生活必需品等の供給、保健師等への連絡等）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の概要 2

1 風水害で小規模災害の場合

前提：身体的距離の確保を行った場合

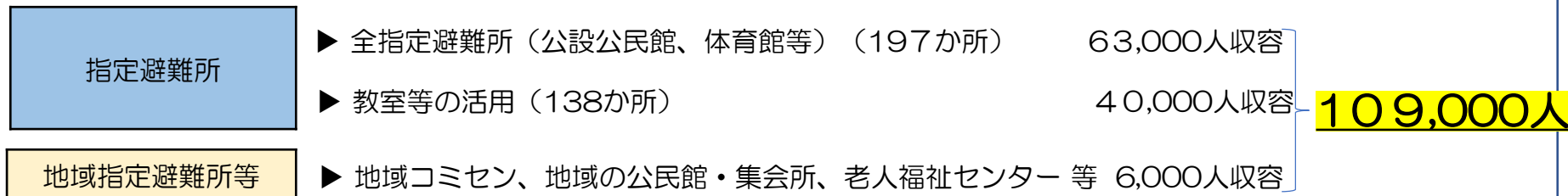


※ 豪雨時の屋外への移動は車も含め危険です。やむを得ず車中泊する場合は、安全確保のため、浸水発生前の明るいうちに移動

- *1 風水害が予想され、避難準備・高齢者等避難開始を発令する場合に、基本的に開設することとしている避難所
- *2 基本避難所のみでは不足すると判断される場合に、基本避難所に加え開設する避難所
- *3 健康観察中の人の避難所として各区に開設する避難所
- *4 各区の保健避難所の収容力を超える場合に健康観察中の人を収容する各区共用の避難所

2 大地震等の大規模災害の場合

前提：身体的距離の確保を行った場合



更に不足する場合は、企業等との調整、
他都市への広域避難の調整

- 自宅や親せき宅等
- 車中泊・テント泊
- ホテル・旅館等
- 保健避難所

